

社会福祉法人松寿会指定短期入所生活介護事業所運営規程

	平成12年 4月 1日施行	令和6年4月1日施行
改正	平成13年 4月 1日施行	
	平成15年 7月 1日施行	
	平成17年10月 1日施行	
	平成21年 1月 1日施行	
	平成26年 1月 1日施行	
	平成27年 8月 1日施行	
	平成28年 2月 1日施行	
	平成30年 8月 1日施行	

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寿会事業運営規程(以下「事業運営規程」という。)に定めるもののほか、松寿会指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の業務は、事業運営規程第2条の規定に基づいて運営しなければならない。
2 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 松寿会指定短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 秋田市浜田字陳ケ原 35番地31
(松寿会特別養護老人ホーム松涛園内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は別表1のとおりとし、その職務内容は事業運営規程第6条の規定による。ただし、職員は松寿会特別養護老人ホーム松涛園職員と兼務する。
2 前項の職種及び員数は、理事長が定める。ただし、職種及び員数については、「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」「秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に特段の定めのあるものについては、それを下回らないものとする。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は7名とする。

(短期入所生活介護の提供方法)

第6条 短期入所生活介護の提供及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という。)は、次に掲げる方法による。

- 一 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象とする。
- 二 短期入所生活介護の入所が相当期間以上にわたり継続する場合には、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画」という。)に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。
- 三 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 四 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。詳細については、別の取扱要領に定める。
- 五 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得るものとする。
- 六 短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証に保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するとともに、被保険者証に介護認定審査会の意見等が記載されている場合には、その指示に従って短期入所生活介護の提供を行うものとする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第7条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 食事の提供に関すること。
- 二 排泄に関すること。
- 三 入浴に関すること。
- 四 機能訓練に関すること。
- 五 健康管理に関すること。
- 六 相談及び援助に関すること。
- 七 居室の提供に関すること。
- 八 送迎に関すること。
- 九 その他教養娯楽、レクリエーション、行事等に関すること。

第8条 事業所が提供するサービスが介護保険の給付の対象である場合の利用料の額は、厚生

労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割(一定以上の所得がある方は2割又は3割)の額とする。

2 前項によるほか、次に掲げる費用については利用者又はその家族の同意を得て実費を徴収することができる。

一 送迎費(第9条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用)

二 食事(特別食を含む)

三 滞在費

四 理美容代

五 前各号に掲げるもののほか、レクリエーション、趣味活動等に係る費用、その他日常生活上においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 前項における諸サービスの費用を変更しようとする場合には、事前に利用者へ説明するとともに了解を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、秋田市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な措置を講ずるものとする。

2 非常災害の発生時に際しては、速やかに対応することができるよう事前に具体的計画を策定するとともに、避難訓練、救出訓練等を実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 短期入所生活介護の利用に当たっては、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るため、次に掲げる事項を守るよう努めるものとする。

一 火気については、職員の指示に従いその取扱に十分注意すること。

二 他人に迷惑をかけ、又は施設の運営に支障を来す言動をとらないこと。

三 利用者は貴重品の紛失、置き忘れ等のないようその保管取扱については十分留意すること。

四 第10条第1項の規定による事態が発生した場合には、利用者又は家族が管理者と協議のうえ速やかに対応すること。

五 第8条に定める利用料及び費用については、退所前に支払うものとする。

(守秘義務)

第12条 職員の守秘義務については、事業運営規程第22条の規定によるほか、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(損害賠償)

第13条 理事長は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(その他)

第14条 事業所は、施設運営規程及びこの規程の概要、職員の勤務体制並びにサービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

2 事業所は、職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

3 職員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることを強要又は当該事業者からその代償として金品その他の利益を収受してはならない。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録を整備し、その完結の日から2年間これを保存する。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

別表 1

職員の職種及び員数

職 種	職 員 数	備 考
施設長（管理者）	1名	特別養護老人ホーム松涛園 職員と兼務(以下同じ)
事務員	3名以上	
生活相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
介護職員	26名以上	
看護職員	3名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
管理栄養士(栄養士)	1名以上	
調理員	5名以上	
技術員	1名以上	
医師（嘱託医）	1名以上	

別表 2 (削除)